

令和 4 年

第 3 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 4 年 4 月 27 日
至 令和 4 年 4 月 27 日

飯 舘 村 議 会

令和4年第3回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	4. 27	水	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

令和4年4月27日

令和4年第3回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和4年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和4年4月27日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和4年4月27日 午前11時00分				
	閉会	令和4年4月27日 午後 1時52分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐藤 眞 弘	○	2	横山 秀 人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀 夫	○
	5	佐藤 健 太	○	6	菅野 新 一	○
	7	渡邊 計	○	8	佐藤 八 郎	○
	9	高橋 孝 雄	○	10	佐藤 一 郎	○
署名議員	3番 花井 茂		4番 飯畑 秀 夫			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 糯田文也	
地方自治法の 第121条のよ り規定したた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉岡 誠	○	副 村 長	高橋 祐 一	○
	総務課長	村山 宏行	○	村 推 進 課 長	佐藤 正 幸	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀 徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄 二	○
	教 育 長	遠藤 哲	○	教 育 課 長	高橋 政 彦	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農 業 委 員 会 長	三瓶 真	○
	農 業 委 員 会 長	菅野 啓 一	△	選 挙 管 理 委 員 会 長	村山 宏行	○
	選 挙 管 理 委 員 会 長	伊 東 利	○	代 表 監 査 委 員	高野 孝 一	○
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年4月27日（水）午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第29号 令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第30号 令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第31号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第32号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第33号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 9 議案第34号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第10 議案第35号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第11 議案第36号 第3号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第12 議案第37号 第4号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第13 議案第38号 第5号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第14 議案第39号 第6号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第15 議案第40号 第7号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第16 議案第41号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（高森
ため池）請負契約について
- 日程第17 議案第42号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（仲下
ため池）請負契約について
- 日程第18 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） ただいまの出席議員10名。定足数に達しておりますので、これから令和4年第3回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件2件、条例案件3件、その他案件9件、報告案件2件、計16件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。産業厚生常任委員会が、4月20日に所管事務調査のため開催されております。

また、閉会中の特別委員会の活動状況であります。3月14日、広報編集特別委員会が広報編集のため開かれております。

次に、4月12日、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が開催されております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和4年2月及び3月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 花井 茂君、4番 飯畑 秀夫君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りにしました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第3、村長提出の議案第29号から議案第42号及び報告第1号、報告第2号を一括し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに、第3回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところ、ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、去る3月16日に発生しました福島県沖地震の災害復旧に関連する一般会計補正予算と、村道舗装機能回復工事等の入札が終了し、仮契約を締結いたしましたので、併せてご承認いただきたく招集したものであります。

迅速な村民支援の観点から、御議決を賜りますようお願いするものです。

それでは、提出しました議案についてご説明いたします。

議案第29号は、令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）です。既定予算に1億7,376万7,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を114億6,176万7,000円といたしました。

歳出の主な内容は、衛生費の保健衛生費に1,079万円、衛生費の水道費に3,663万3,000円、農林水産業費の農業費に1,611万5,000円、消防費の消防費に2,495万円、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費に2,526万円、災害復旧費の文教施設災害復旧費に1,730万3,000円、災害復旧費のその他公共施設等災害復旧費に3,404万6,000円などを追加いたしました。

この財源には、国庫補助金、県補助金、基金繰入金を充てております。

議案第30号は、令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）です。既定予算に3,663万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億8,110万5,000円といたしました。

歳出の主な内容は、地震による災害復旧費を追加するものであります。

議案第31号は、飯舘村税条例の一部を改正する条例です。

この改正は、地方税法等の改正等に伴い、個人村民税、固定資産税等の関係条項等を改めるほか、語句等の整備を行うものであります。

議案第32号は、飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

この改正は、地方税法等の改正等に伴い、飯舘村国民健康保険税条例に関する条項を改めるものであります。

議案第33号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。

この改正は、被災者に対する令和4年度の固定資産税及び軽自動車税について、帰還困難区域は引き続き減免を行うため、所要の改正をするものであります。

議案第34号は、第1号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。

去る4月15日に8社による指名競争入札を行った結果、関場建設株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は1億65万円です。

議案第35号は、第2号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。

去る4月15日に8社による指名競争入札を行った結果、後藤建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は1億1,220万円です。

議案第36号は、第3号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。

去る4月15日に8社による指名競争入札を行った結果、濱田建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は1億340万円です。

議案第37号は、第4号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。

去る4月15日に8社による指名競争入札を行った結果、横山建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は5,973万円です。

議案第38号は、第5号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。

去る4月15日に8社による指名競争入札を行った結果、滝建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は5,929万円です。

議案第39号は、第6号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。

去る4月15日に8社による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は1億3,860万円です。

議案第40号は、第7号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。

去る4月15日に8社による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は1億120万円です。

議案第41号は、第1号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(高森ため池) 請負契約についてです。

去る4月15日に8社による指名競争入札を行った結果、株式会社小野中村が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は5,940万円です。

議案第42号は、第4号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(仲下ため池) 請負契約についてです。

去る4月15日に8社による指名競争入札を行った結果、株式会社小野中村が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は1億6,390万円です。

報告第1号は、令和3年度飯舘村一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書です。

報告第1号と報告第2号は、地方自治法に基づき、令和3年度に完了せず翌年度に繰越しする事業の明細を報告するものです。

以上が、提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますよ

うお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前 11 時 11 分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 10 分）

◎日程第 4、議案第 29 号 令和 4 年度飯館村一般会計補正予算（第 1 号）

議長（佐藤一郎君） 日程第 4、議案第 29 号令和 4 年度飯館村一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8 番（佐藤八郎君） まず、15 ページにおける宿泊体験館きこりの約 1,400 万円、大地震も含め、いろいろあるたびに壊れたりしているんですけども、きこり全体の近い将来というか、どこまでどういうふうには修繕されて、本来のきこりの役割を果たせるような施設になってくのか。今回は、配管がどのような状況になって、この工事着工になるのか。

17 ページにおける被災地住宅、半壊、一部、両方含めて、この前の見込みだということとで予算補正ありますけれども、現状の中では、どのぐらいの実態というふうになっているのか伺うものであります。

19 ページの義務教育学校災害復旧工事、第 2 体育館ということですがけれども、一体どの程度の壊れ方をして、修繕することで、今後そういう地震に強いものになるのかどうか。

以上、伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 15 ページの宿泊体験館きこり浴室外部配管等修繕工事関係でございます。

議員のご質問は、きこり全体の今後の修繕等のスケジュールということですが、まず、この予算計上の工事の部分でありますけれども、まず、浴室の外の配管が地震によって、浴室の外の法面が崩れたことによって、配管が損傷を受け、浴室の排水が流せない状況であるということにあります。

これについては、質問にありましたきこり全体の改修工事、そういった部分については、今後どのような工事がいいのか、また改修がいいのか、新築がいいのかも、そういった部分を含めて、あとは、補助事業等、そういった部分も含めて今後慎重に検討して進めていくということで、はっきりいつまでというようなことは言えないんですが、まず、浴室については、あいの沢のオートキャンプ場のオープン等もありまして、早急に活用していかなければならないということで、その大規模なきこりの今後の活用、改修工事とは別に先行して進めさせていただきたいということで、今回予算計上させてもらったものであります。

ご質問の部分については、今後、しっかりとどのようなものをつくっていけばいいのか、また改修したらいいのかという部分については、今後検討させていただきたいということで、時間がかかるものというふうにご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

総務課長（村山宏行君） 17ページの災害対策費、被災住宅応急修理事業補助金でございます。上の595万円、こちらにつきましては、準半壊以上、そちらの住宅にということでの事業でございます。議会のほうにも以前ご報告しましたが、今回の震災、200件ほどの家屋の被害があるということで報告をいたしております。こちらについて、準半壊以上ですので、いわゆる損害が大きいもの、こちらについて10件、上限額が59万5,000円でありますので、その分を見ているところでございます。

また、下の被災住宅修理支援事業補助金1,900万円、こちらにつきましては、残りの190件分、こちらについては、この大規模な損壊以外の部分、いわゆる一部損壊と言われる部分について、上限20万円のうちの半分を支給するというところでございますので、こちらについて190件見ているところでございます。

住民課長（山田敬行君） 被災住宅修理支援の現状の件であります。今の住民課のほう、現場回っております。罹災証明、今、昨日段階で95件申請がありまして、昨日時点で調査に回ったのが50件ということであります。

総務課長が答弁したように、そのほとんどが一部損壊という状況になっております。

以上です。

教育課長（高橋政彦君） 義務教育学校、19ページの災害復旧工事ですが、第2体育館の震災の状況なんです。2階の窓枠が30メートル弱にわたりまして外れて、外に落ちそうな今の現状になっております。今回は、あくまでも災害復旧工事ということで、原状復旧工事のみとなりまして、後ほどの補強工事につきましては再度検討していきたいと考えております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） まず、公共施設の建物についての地震保険の加入状況と、今回、地震において保険金額がどれぐらい査定されたのかをまずお聞きいたします。

総務課長（村山宏行君） 公共施設につきましては、地震保険というのはない状況でございます。したがって、加入はしていないということです。

2番（横山秀人君） 分かりました。

では、昨年も地震があったわけですが、また今年の地震によって同じところが壊れてしまったというところはございますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 昨年の地震よりも大きかったというのが、震度6強ということでございましたので、ご承知のように役場庁舎の屋根、屋根瓦の修繕を行ってございましたが、今回も損害を受けたというところになってございます。

以前の瓦がずれた部分、今回の分についてはしっかりくぎで留めてあったんですが、やはりスパンが、柱と柱の間が長いというところがあって、今回のような長周期の振動の際に、その部分が大きく揺れて、留めた部分から割れたというふう聞いております。

というところで、今回のような被害になったということでございます。ただこれは、留めていなかったならば、さらにひどい状況だったのかなと考えるところでございます。

2番（横山秀人君） 今回、連続して被害があったところについては、今回の補修については、また昨年と違う工法というか、方式で行うということによろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） ご指摘の部分を含めながら検討してまいります。

2番（横山秀人君） 震災後に建てた建物についても、幾つか修繕があるということで、今、予算、補正出ているわけですが、例えば飯舘村公民館については、どのような修繕等が今回あったわけでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 公民館、交流センターのほうなんですけれども、被害状況は、一つは、避難誘導灯が、天井についているものが落ちたりとか、あと空調関係のものが上にはまっているわけですが、あそこの際が揺れによって、ちょっと枠が下がったりとか、周りがちょっとひびが入ったりとか、あと、やっぱりどうしても大きな揺れでしたので、ホールの部分は木造になっておりますので、揺れて倒れないというような構造になっておりますので、大きな壁のところに関しては、何か所かクランクが入っております。そのほか、玄関のところには大きな石柱があるんですけれども、それがずれまして、その修繕ということで、今回計上させていただきました。

以上です。

2番（横山秀人君） 今回、この財調の取崩し、繰入れは、多分震災のその補修に関しての繰入れだと思うんですけれども、ここ連続して地震が続いていますので、また地震が来るという前提で強度に補修のほうお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第30号 令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤一郎君） 日程第5、議案第30号令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 35ページにある浄水場災害復旧工事、約3,500万円、どんな壊れ方をし、どんな復旧をされて、今後への対応をしたのか、内容をお伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） ページ35ページ、花塚浄水場の災害復旧費でございます。まず花

塚浄水場におきましては、薬品注入室と急速ろ過室という建物がございまして、位置的には急速ろ過室のほうが下にあって薬品注入室がちょっと高いところにあるというような関係になってございます。昭和50年に認可された浄水場で、建物自体が組積造、いわゆるブロック造でございました。今回の地震でもって、まず、上にある薬品注入室につきましては、仕上げのモルタル等も一部剥がれ、あと躯体であるブロックのほうにも影響が出ていると。さらには、地盤の傾き等もあつたりもして、そこには薬品注入をするための機械等がございまして、毎日、ちょっとそこに見回りに行かなければならないというようなところもございまして、同じ敷地のちょっと奥のほうにスペースが取れるということで、建て替えを、新しく建てて、物を移設して、こちらにつきましては解体をしたいと考えてございます。

さらに、下のほうにある急速ろ過室のほうにも、仕上げ等にちょっとクラックが入っているものですから、その辺につきましては樹脂モルタルを注入しながら補修をして、若干この補強のほうも検討して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、現状の建物、古さもあつたり、そもそも耐えられる状況にないということで、建て替えの部分はこの予算では入ってこないんでしょう。これ、解体して、地盤か何か整地するだけなのか。建て替えは建て替えで別に予算化されるのか伺っておきます。

建設課長（高橋栄二君） 建て替えも含んでいる予算でございます。

以上でございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第31号 飯舘村税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第6、議案第31号飯舘村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） 地方税の改正等についてご質問いたします。

まず、こちらは、議案説明資料の3番の1ページ、（3）についてです。

内容は、居住用財産の買換えや特定居住用財産の譲渡に係る損失について、繰越控除の適用期限が2年延長されて、令和5年12月31日までになったということでありまして。

例えば、飯舘村の移住・定住にあります空き家バンクとか、あとは個人が売買をする場合に、聞く話ですと土地代だけでいいと。例えば土地が300万円、建物の評価額が例えば300万円あったとした場合に、役場の評価では600万円の価値はあるんだけど、実際売ったのは、土地代でいいからって300万円で売ったと。そういった場合に、建物の譲渡に係る損失に該当するのかどうかというのを確認したいと思います。

住民課長（山田敬行君） 住宅の譲渡に係る損失のご質問であります。

この部分につきましては、今まで該当者はいなかったという部分であります。横山議員のおっしゃるような移住・定住に係る、そういったその建物の分を、実際の土地分を抑えた形の損失につきましては、個別に税のほうでもですね、間違いのないようにといたしますか、調べさせて答弁したいというか、相談を受けた場合に対応していきたいと考えております。

2番（横山秀人君） 多分、この制度をご存じの方が多分少ないと思います。ですので、このような制度があるというところを村民のほうにご周知いただければと思います。

続きまして、2ページについてであります。

2ページの固定資産税の（2）耐震改修及びバリアフリー改修、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長するということではありますが、これについては、補助事業等は、現在ありますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 耐震改修とかの分、あとは、村でもあります。あとは、バリアフリー等に関しても、健康福祉課の窓口とかであります。省エネ改修ですと、県の窓口等であるというところがございます。

以上です。

2番（横山秀人君） これも先ほどと同じように、今回地震があつて、地震保険が下りて、そして耐震改修をする方もいらっしゃるかもしれません。そういう補助金があれば、またこういう改修も一緒にやってしまうとかあるかもしれませんので、こちらについても、このような税の減免措置がありますので、広く村民のほうに周知をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第32号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第7、議案第32号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第33号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第8、議案第33号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） こちら、議案説明資料のナンバー3の20ページについて質問いたします。

震災から、原発の避難から11年がたったわけでありますが、今回は固定資産税の減免、これは帰還困難区域による固定資産税の減免と軽自動車税の減免とありますが、避難から11年たって、ある程度その家屋も取り壊されたと聞いております。その中で、放置され使用していない償却資産というのがどれほどあるのかと。また、それについて確認等が行われているのかどうかというのをまず一つ確認します。

あと、2番目についても、定置場が帰還困難区域にあるとありますが、実際、11年たっていますので、そこにトラクターが今も置いてあるものについては減免しますよという記載なんですけれども、これについても申請あったところについて確認されているのか質問いたします。

住民課長（山田敬行君） 2つご質問がありました。

まず、1点目の放置された、使われていないといいますが、償却資産がどれくらいあるのかというご質問であります。村のほうでは、その分を確認してどれくらいあるかというのにつきましては、現在確認はされてないと。あくまで申請といいますが、償却資産を業者のほうで村のほうに提示するという部分でありますので、そういう件数等については把握していないという状況であります。

それから、2点目の小型特殊自動車、トラクター、農耕作業用であります。現在、その減免の対象の台数が32台であります。その分が基本的に帰還困難区域にあるという下、それを持ち出されてないといいますが、そういう前提での減免ということで、現場を見て、そこにあるかということろまでではなく、あくまで登録上、長泥行政区ですが、そういったところの所有が32台ということでの、それを減免するという部分であります。

以上です。

2番（横山秀人君） 今、帰還困難区域の避難指示解除について検討されていると思うんですけども、その検討の中で、今この地区をどうしていこうとか、いろいろお話がされると思うんですが、少なくとも税でありますので、現状と合致しているのかどうか、それは今後、確認いただいて、合致していなければ、適正な課税のほうをお願いできればと思います。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第34号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（佐藤一郎君） 日程第9、議案第34号第1号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） これから続く議案、みんなそうですけれども、指名競争入札のパーセントが全て99%台ということで、指名入札、分かるんですけれども、競争になっているようにはとても思えないんですけれども、今の時代はそういうことでの競争入札が全国的な流れなのか、それが何か原因あるのか、そういう点ではどう考えていけば、指名競争入札という本来の競争になるのか、その辺を最初に伺っておきます。

副村長（高橋祐一君） 指名競争という形で、村のほうでは契約のほうさせてもらっておりますが、こういう形の土木工事的な部分については、ある程度基準単価なり、公表単価等があります。あと積算の要綱なんかも、ある程度業者のほうでも持っているというようなどころから、設計単価で我々のほうでは、予定価格という形でやっておりますけれども、その金額に大体、ほぼ近いというところなのかなというふうには感じております。そこで競争が生まれるかどうかというのは、やっぱり我々のほうで指名している業者の中での部分で競争があって、こういう形の99%になったというふうに私どものほうでは理解しております。

8番（佐藤八郎君） 全国の指名競争入札率見ると、もっと低い率の部分もかなりあるんですけども、最近ずっと飯舘、震災事故後、こういう流れなんですけれども、これはやむを得ない実態で、正しいものというふうには理解していいのかどうか。

副村長（高橋祐一君） 我々のほうで指名業者の選定については、当然、指名願いの中で、や

っぱり地元っていうのを中心にやっていきたいということもありまして、一般のほうの競争という形を取っていないというところがありますので、我々としては、やっぱり地元の企業という部分での業者選定をしておりますので、こういう結果になってくるということも、それが原因かどうかは分かりませんが、我々としては妥当な入札という形で考えております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） 今回の村道については、この工事についてはどのような、全部舗装を剥いで、そこを全部もう1回舗装し直すのか。

あと、砂利道のところがあるのかどうか、そこを新たに村道舗装をするのか、ある程度工事の概要を教えてくださいよろしいですか。

建設課長（高橋栄二君） 今回の村道機能回復工事の工事の概要でございますが、まず、舗装をされている道路と、村道ということになります。事前に調査をして、悪いというふうには認められたところの舗装を工事をするということになっていまして、進め方としては、既存の舗装を切削をしまして、それにセメントを振りまいて、それでちょっと攪拌をして、転圧をして、その上に新たな舗装を乗せるというような工事の概要でございます。また、砂利道はこの工事では行っておりません。

以上でございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第35号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（佐藤一郎君） 日程第10、議案第35号第2号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第36号 第3号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(佐藤一郎君) 日程第11、議案第36号第3号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第37号 第4号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(佐藤一郎君) 日程第12、議案第37号第4号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第38号 第5号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(佐藤一郎君) 日程第13、議案第38号第5号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番(横山秀人君) まず、比較しての質問なんですけれども、今、契約金額が5,900万円ほど。前の号、議案第37号も5,900万円というぐらいなんですけれども、そこで、工事概要を見ますと、例えば距離でいくと100メートル短く、舗装工でいけば1,000平米小さいという中で、ある程度、同じ程度の額の契約であると。入札率は99%超えていますので、こちらも多分、設計金額も見ているのかなと思うんですけれども、ここでの差というのは、どのような理由によって差が生まれるのか、教えていただければと思います。

建設課長（高橋栄二君） 設計に関しましては、道路台帳を活用しまして、延長に幅員でもって延長と面積のほうを押さえております。あとは、路肩盛土とか、白線の延長とか、そういうところで若干現場等で差が生じる部分かなということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第39号 第6号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（佐藤一郎君） 日程第14、議案第39号第6号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第40号 第7号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（佐藤一郎君） 日程第15、議案第40号第7号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第41号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(高森ため池) 請負契約について

議長(佐藤一郎君) 日程第16、議案第41号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(高森ため池) 請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) 入札業者について、総務課長から先ほど説明がありましたが、8社じゃなくて9社ですか。

総務課長(村山宏行君) 先ほどの参加業者、再度説明をさせていただきます。

まず、1社目が庄司建設工業株式会社、2社目が東北建設株式会社、3社目が株式会社小野中村、4社目が関場建設株式会社、5社目が滝建設工業株式会社、6社目が後藤建設工業株式会社、7社目が横山建設工業株式会社、8社目が株式会社古俣工務店川俣支店でございます。

ため池につきましては、この8社ということでございます。

議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。

2番(横山秀人君) 今回、8,000ベクレルを超える堆積物を除去するということですが、事業の予定ということで、除去の深さが30センチのところと、25センチの、多分、調査してのことだと思いうんですけれども、これより深いところにもしこの8,000ベクレルを超える堆積物があった場合は、工事はそこも含めて追加で行うということでしょうか。

建設課長(高橋栄二君) 直接掘削による除去土壌ということになります。当然、そこを計画の高さまで掘り下げ、取ってしまった後に、そこを再度調査をしまして、8,000ベクレルがあれば、それ以下もまた工事のほうを進めるということになります。

以上です。

議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第42号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(仲下ため池) 請負契約について

議長(佐藤一郎君) 日程第17、議案第42号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物

質対策工事（仲下ため池）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議員派遣の件

議長（佐藤一郎君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣すること
したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたと
おり、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回飯館村議会臨時会を閉会します。

（午後1時52分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年4月27日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 花井 茂

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫